

県立四季の森公園

管理運営業務の内容及び基準

I 県立四季の森公園の概要

(1) 所在地

横浜市緑区寺山町、旭区上白根町

(2) 公園面積

約45.3ha 「令和2年4月1日時点」

(3) 公園の特性

本公園は、JR中山駅の南約1kmに位置し、新緑、万緑、紅葉、冬木立と装いを変える樹林とともに、季節ごとの野の花や野鳥、ホタルなどの生き物たちが四季に鮮やかな彩りや命の輝きを添えています。

また、市街地内に残された貴重な里山の自然がつくる、田んぼや湿原、雑木林、水車小屋などの園内の風景は、多くの人がイメージする「ふるさと」を構成する心象風景であり、これらが構成する「総体としての懐かしい風景」の中で、豊かな自然を体感しながら過ごすことができる公園です。

(4) 公園施設

① 園路及び広場

園路、北口広場、南口広場、西口広場、ちびっ子広場、ピクニック広場、山の広場、展望広場、遊具広場 等

② 修景施設

さくらの谷、清水の谷、はす池、しょうぶ園、春の草原、あし原湿原、花木園、紅葉の森、不動の滝 等

③ 休養施設

休憩所、ベンチ、屋外卓 等

④ 遊戯施設

じゃぶじゃぶ池、その他遊具（下表参照）等

遊具名称	数量	単位	備考
ジャンボ滑り台	1	基	展望広場
複合遊具（大）	1	基	遊具広場
複合遊具（小）	1	基	遊具広場
ブランコ	1	基	遊具広場
ステップ遊具	12	基	遊具広場
スプリング遊具	2	基	遊具広場

⑤ 教養施設

田んぼ、野外ステージ、水車小屋、炭焼き小屋 等

- ⑥ 便益施設
駐車場、ビジターセンター、ワークセンター、トイレ 等
- ⑦ 管理施設
管理事務所、門、柵 等
- ⑧ その他
もりの連絡橋、連絡地下通路

II 管理運営方針

指定管理者は、「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針（2019年3月改定）」を十分に把握した上、次の管理運営方針の内容を理解し、指定管理業務を行うこととします。

(1) 基本方針

多様な動植物を育む里山の自然環境を県民との協働等により保全するとともに、四季折々の自然とのふれあいや散策、休養等のレクリエーションの場として、魅力ある公園づくりを進めていくこととします。

(2) 自然環境保全方針

谷戸地形に適応した植生、及びそこに生息する野鳥やホタルなどの生き物を保全・育成し、景観に配慮することとします。

また、都市の中の身近な自然空間である公園内の自然環境の保全・育成に努め、自然観察や様々な体験学習などを通じて、自然の持つその機能を県民に提供することとします。

(3) 運営方針

- ① 広報や情報発信等の工夫を行い、利用者と双方向のコミュニケーションを図りながら、利用促進に必要な取組を管理運営に反映させることとします。
- ② 人と自然が織りなす調和のとれた里山の自然環境を維持し、これを広く県民に提供し、体験を通して、自然環境の保全の大切さを理解していただけるような管理運営を行うものとします。
- ③ ビジターセンター等は、利用者へのサービス提供や情報発信拠点、環境教育の展開や利用者間の交流の拠点として運営することとします。
- ④ 広場等のオープンスペースは、幅広い利用や活動の可能性があることから、あらゆる機会を通じて、公園がより活発に利用されるような運営を実施することとします。
- ⑤ 公園をフィールドとして活動する多様な人材のネットワークの形成に努めるとともに、様々な団体との連携によって公園利用の促進に努めることとします。
- ⑥ 多様な公園利用プログラムの提供とマナー向上を図り、障がい者、幼児から高齢者まで誰もが安全、安心して楽しめる管理運営を行うこととします。
- ⑦ ゴミの持ち帰り・省エネルギー・再生可能エネルギー利用を推進し、循環型社会への普及啓発に努めるとともに、園内の植物管理に伴って発生する木や枝等を園内リサイクルする等のゼロエミッションに努めることとします。
- ⑧ 公園周辺施設との連携、地元の人々との連携、情報の連携などを深め、公園周辺地域での世代を超えた交流などコミュニティの活性化と地域全体の魅力向上を目指すこととします。

(4) 維持管理方針

- ① 公園施設や設備については、その機能や特性を十分に理解した上で、清潔かつ正常な状態とし、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を行うこととします。
- ② 利用者ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、費用対効果を考慮しながら公園再生に取り組む維持管理を行うこととします。
- ③ 植物管理（植込地、芝生、樹木、草地等管理）について、当初の植栽意図を踏まえ、各植物の特性及び生態系に配慮した上で、適正に持続、育成するよう必要な維持管理を行うこととします。
- ④ 利用者や様々な団体などとの情報交換を図りながら、維持管理業務を行うこととします。

(5) 安全・安心な公園への方針

- ① 園路や休憩施設、遊具などの公園施設は、日常点検やパトロールを定期的に行い、不具合の早期発見、早期対応を行うこととします。また、施設沿いは、除草や剪定をこまめに行い、周囲からの死角を解消し、事件・事故の発生を未然に防止することに努めることとします。
- ② 新型コロナウイルス等の感染症への対応など、想定される様々な危機への的確な対応に努めることとします。
- ③ 本公園は、横浜市地域防災計画で、広域避難場所に指定されています。これを踏まえ、指定管理者は、大規模地震等、大規模災害発生時に、県・地元自治体と連携・協力して災害対応に努めることとします。
- ④ 台風や豪雨等の自然災害への脅威の高まりなどを踏まえ、巡回点検や応急対策等のマニュアルを作成し実践することとします。また、指定管理者は県及び防災機関との連絡体制の構築を行い、併せて、被害軽減のための対応を行うこととします。

(6) ゾーン別の方針

園内を機能・目的・自然環境等により、別紙「維持管理基準書」のゾーン図に示すゾーンに分けています。ゾーンごとの管理運営方針は以下のとおりですが、方針の趣旨を十分参酌し、当該ゾーン以外でも方針の趣旨が果たされるよう管理運営を行うこととします。

① 自然環境保全のゾーン

(ア) 管理方針

谷戸地形に適応した植生、及びそこに生息する野鳥やホタルなどの生き物を保全・育成するため、自生種やホタルなどの生育生息状況調査等のモニタリングを行い、自然生態系及び景観に配慮した維持管理を行うこととします。

また、都市の中の身近な自然の保全に努め、自然観察や様々な体験学習など自然の持つその機能を県民に提供できる維持管理を行うこととします。

(イ) 運営方針

- a) 樹林地管理、生態系の保全、育成管理
- b) 自然観察、フィールド体験学習の企画等
- c) 危険回避のための調査、点検整備

② ふれあう自然・里山利用のゾーン

(ア) 管理方針

人と自然が織りなす調和のとれた里山の自然環境を維持し、これを広く県民に提供・体験することにより、自然環境を理解し、安らぎと潤いを感じられるよう維持管理を行うこととします。

(イ) 運営方針

- a) 里山としての環境維持、保全
- b) 里山体験学習等の企画
- c) 事故防止のための調査、点検整備

③ 広場利用のゾーン

(ア) 管理方針

じゃぶじゃぶ池や野外ステージ、各広場などのオープンスペースは、憩い遊べる空間として安全で快適な環境で、多目的に利用できるよう維持管理を行うこととします。

(イ) 運営方針

- a) 多目的利用に供するための維持管理
- b) 施設の良い機能の確保と事故防止のための保守点検整備

④ 防災機能のゾーン

(ア) 管理方針

都市における大規模なオープンスペース、また、災害時の広域避難場所として、防災機能を確保するための維持管理を行うこととします。

(イ) 運営方針

- a) 広域避難場所としての管理運営
- b) 防災設備、備品等の点検整備

Ⅲ 運営業務

(1) 運営体制の確保

- ① 運営業務及び維持管理業務に支障のないよう、管理要員を適切に配置することとします。
- ② 管理要員のうち1名は、常時、総括的に判断できる者を配置することとします。(所長、副所長等)
- ③ 管理要員の配置に当たっては、公園の目的、管理基本方針を理解し指導できる専門的な知識や経験を有する者を配置することとします。
- ④ 運営業務、維持管理業務の従事者に対して、職員の育成及び運営に必要な研修を適宜実施することとします。

(2) 管理事務所の開所時間

管理事務所の開所時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までとします。ただし、利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて、随時延長等を行うこととします。

(3) 運営業務

- ① 公園利用者の接遇、公園利用者への利用案内・利用指導
- ② 園内巡視(施設等の点検巡視、安全巡視、解説・案内等のコミュニケーションによる利用者対応)

- ③ 掲示板などの運営
- ④ ビジターセンター会議室の利用受付、運営、管理
- ⑤ ビジターセンター展示室の運営、管理
- ⑥ ワークセンターの利用受付、運営、管理
- ⑦ 野外ステージの利用受付、運営、管理
- ⑧ 里山体験学習（稲作・雑木林手入れ等）の実施推進
 - ※「炭焼き小屋」は現在使われておりません
- ⑨ 自然情報の発信及び自然観察会の実施・推進
- ⑩ 県民やボランティアとの協働事業の推進
- ⑪ 地元（近隣町内会、教育機関等）への利用促進活動
- ⑫ 公園のホームページの作成及び更新とパンフレットの更新及び増刷
- ⑬ 自主事業の推進
 - (ア) 利用者サービス向上に寄与するイベントや SNS など幅広い媒体を活用した情報発信などの積極的な実施
 - (イ) 現管理者の実施状況については、下記ホームページを参照願います。
四季の森公園ホームページ：<http://www.kanagawaparks.com/shikinomori/>
 - (ウ) 利用者や地域住民のニーズの把握と公平な運営に留意すること。
- ⑭ 公園の適切な公衆衛生環境の確保に向けた取組の推進
- ⑮ 公園に関する要望・苦情の聴取及び処理
- ⑯ 神奈川県都市公園条例第 13 条の行為の禁止の遵守
- ⑰ 地元自治体との連絡調整
- ⑱ 横浜川崎治水事務所への業務報告及び連絡調整
 - (ア) 業務日報に基づく月例業務報告
 - (イ) 苦情処理対応の記録及び報告
- ⑲ 事故及び緊急時等の対応
 - (ア) 利用者の保護、救護及び二次事故の防止
 - (イ) 事故発生時の利用者の立場に立った適切な対応及び状況の把握
 - (ウ) 園内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合の関係部署への速やかな通報及び横浜川崎治水事務所への事故報告
 - (エ) 利用者の安全確保を図る観点から施設内に AED（自動体外式除細動器）を設置し、緊急時に備えること
- ⑳ 災害への対応
 - (ア) 集中豪雨、台風、強風・大雨等の警報発表時等、または、それらの警報発表に至るおそれがあるときの警戒配備体制の設置、及び施設点検、被害状況報告と応急措置（一次対応は指定管理者、二次対応は県）
 - (イ) 大雪警報発表時等、または、それらの警報発表に至るおそれがあるときの警戒配備体制の設置及び、施設点検、被害状況報告と除雪作業等の実施
 - (ウ) 震災時における非常配備体制の設置、職員の参集、施設点検、状況報告及び応急措置

等の対応、関係機関への協力

IV 維持管理業務

(1) 共通事項

- ① 維持管理業務の対象はI-(4)に示す公園施設の維持管理（保守点検、修繕を含む）とします。
- ② 施設及び設備は正常な状態を保持し、適正な利用に供するよう、日常的な保守点検を行い、早い段階での部品交換や施設の修繕を行うこととします。
- ③ 樹林地整備については、「維持管理基準書」のとおり、里山管理を業務としていますが、併せて、園路、施設沿い、公園外周部の樹木の安全管理は、利用者等の安全を確保するよう、別紙「維持管理基準書」を踏まえ必要に応じて適切に行うこととします。（ただし、指定管理者からの提案を妨げるものではありません。）

(2) 維持管理水準

別紙「維持管理基準書」により、1年間の管理内容・数量の目安を示していますので、適切な維持管理により、公園の安全で快適な利用を確保することとします。

(3) 管理項目別の特記事項

特に留意すべき管理項目別の管理内容、管理レベルは以下のとおりです。なお 対象範囲の概要は別紙「維持管理基準書」の図面に示しています。

① 草地

春の草原、展望広場、さくらの谷、じゃぶじゃぶ池周辺地などの草地は、平坦性（傾斜地においては陥没等のない状態）や快適性を確保するため、定期的に草刈り、除草等を行うこととします。

グリーンターフの維持に努め、簡易なボール遊びやレジャーシート等の敷設に支障のない刈り込みレベル、雑草の除去に努めることとします。

② 菖蒲

菖蒲の育成に努めるとともに、株分けを定期的に行い、将来にわたり菖蒲が絶えることの無い維持管理を行うこととします。定期的に除草を行い、美観の維持にも努めることとします。

③ 樹林地（里山管理） ※おおむね植物管理⑥図の範囲

公園としての景観・安全管理を考慮しながら、萌芽更新択伐、林床管理等を行うとともに、市民参加により里山風景の保全を図ります。

次の作業を含む5年間の里山管理計画を作成し、良好な里山環境の維持管理を行うこととします。

- a) 下草刈り：原則7月から11月に実施し、林床植生の多様性の確保に努める。
- b) 伐採（萌芽更新を含む）：主に高木を対象に計画的に実施し、良好な里山林を育成する。
- c) 枝下ろし：林床に光を入れ、草本類の生育をうながす。

④ 樹林地（その他）

上記①～③の管理項目以外のほとんどの部分を占める管理項目です。各ゾーンの管理運営方針に合致した管理を行うこととします。また、公園周辺地などへの倒木や土砂流出などの災害の未然防止に努めるとともに、倒木や落木が公園利用者の危険となりうる箇所（広場や園路沿いなど）においては、自然景観や生態系に配慮しつつ、剪定や枯損木処理などを適宜行い、安全確保に努めることとします。

(4) その他留意事項

- ① 各植栽地の管理に当たっては、公園利用者の利用と安全を確保しつつ、病虫害防除や施肥の実施、花木等は開花期や剪定時期に注意する等、最も適切な時期や方法を選び管理することとします。なお、除草剤は使用不可とします。
- ② 樹木の管理に当たっては、危険防止のため、園路などに張り出した枝や、枯損木、枯れ枝の早期発見と除去を行うこととします。
- ③ その他の施設の管理に当たっては、安全面・衛生面・機能面について、日常的、定期的、或いは随時に行う施設の点検と補修、清掃等により、適切な維持管理を行い、常に安心して快適に利用できる環境の確保に努めることとします。

V 管理に要する経費

県が積算した指定管理料の金額は「公園関係資料」に記載しています。

VI 大震災等への対応

指定管理者は、大震災等への対応として、本公園の「震災時対応の考え方」（参考資料1）に基づき、平常時、震災時の対応をすることとします。「震災時対応の考え方」に記載の指定管理者の役割を十分理解の上、より具体的な連絡体制、初動時・緊急時の対応について提案書に明示するとともに、日頃からの防災意識向上の取組や行動訓練、地域との連携について、提案者の具体的な提案を期待します。

VII その他

指定管理者は、公園運営に関する意見交換、情報交換の場をつくるなど、多様な利用者の意見を反映させた公園運営に努めることとします。

VIII 運営連絡協議会等への参加・協力

指定管理者は、公園運営に関する意見交換、情報交換の場として四季の森公園に関わる活動をしているボランティアグループなどで構成する「四季の森公園ボランティア連絡協議会」（別紙1参照）を事務局として運営し、活動の調整と支援を行うこととします。

その他、多様な利用者の意見を反映させた公園運営に努めることとします。

公園関係資料

公園名：四季の森公園

1 経費等実績

(1) 指定管理料の上限額

総額： 447,690千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）

年額： 89,538千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）

上記の金額は、【①指定管理料＝総管理費－②駐車場収入－③自動販売機利益】の①に該当する額です。

②駐車場収入に該当する額については、「2. 駐車場運営の状況」を参照し提案して下さい。

③自動販売機利益に該当する額については、「3. 自動販売機の状況」を参照し提案して下さい。

* 1 「神奈川県立都市公園指定管理者募集要項【全公園共通編】」p17「10 管理に要する経費

(1) 指定管理業務に係る経費 ア 県が指定管理料を支払う施設」に示す計算式により、項目「節減努力等」を評価します。一律満点となる提案額は次のとおりです。

総額： 358,152千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）以下

* 2 各年度の想定収支・積算内訳は参考資料2、過去3年間の収支決算状況は、参考資料3のとおりです。参考までにお知らせします。

* 3 なお、現管理者が再委託している業務及び委託金額については発注方法により差があり、また企業のノウハウが含まれますので、各団体の必要に応じて提案して下さい。

(2) 光熱水費等（平成29年度～令和元年度）

（金額：千円）

年度	電気	ガス・燃料	上下水道	電話・FAX 他通信費
平成29年度	1,806	211	5,442	142
平成30年度	2,017	231	6,093	140
令和元年度	1,980	192	5,260	146
平成29～令和元年度平均	1,934	211	5,598	143

※表示は千円単位だが、小数点以下があるため、

平均値は表示値の平均と一致しない場合がある。（四捨五入表示）

(3) 公園の警備体制

警備箇所	警備手法	警備日時		人数	詰所
公園全体	有人警備	4/1～12/28、1/4～3/31のうち、194日	19:00以降 2回巡回	2	管理事務所内
		12/29～1/3（年末年始）の6日	8:30～17:30 5回巡回	2	管理事務所内
管理棟	機械警備	通年			

※ 上記の警備時間は現指定管理者の実績であり、職員の勤務体制に応じて、適切に警備時間を設定するものとする。

(4) 設備一覧 (法定点検が必要な設備)

設置場所	設備名称	備 考
ビジターセンター (管理事務所)	高圧受変電設備	6.6KV、165KW
同 上	消防用設備	消火器等
清水の谷	防災用井戸	
ビジターセンター	200 m ² を超える建築物及び建築設備	建築物 (3年ごとに報告) 建築設備 (毎年報告)
ビジターセンター	業務用冷凍空調機器 (業務用エアコン)	7.50KW以下: 1台 簡易点検 (全業務用エアコン: 毎年実施)

※その他、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、地下水採取量と水位の測定及び報告を行うこと。

上記以外の設備につきましては、維持管理基準表をご覧ください。

(5) 建物一覧

名 称	設置年月日	延床面積 (m ²)	構造等
ビジターセンター (管理棟)	H1. 3. 31	88.65	RC造
ビジターセンター (展示棟)	H1. 3. 31	171.00	RC造
ビジターセンター (パーゴラ: 7棟)	H1. 3. 31	87.15	S造
ビジターセンター (倉庫)	H1. 3. 31	19.44	S造
倉庫 (北口広場)	H2. 3. 20	57.50	S造
売店・休憩所	H2. 6. 11	43.52	RC造
ワークセンター (清水の谷)	H8. 3. 31	114.00	RC造
公衆便所 (しょうぶ園)	S63. 6. 25	45.19	RC造
公衆便所 (ピクニック広場)	H1. 3. 25	28.80	RC造
公衆便所 (南口広場)	H2. 6. 11	43.52	RC造
公衆便所 (じゃぶじゃぶ池)	H5. 7. 31	33.44	RC造
公衆便所 (さくらの谷)	H8. 3. 31	50.00	RC造
公衆便所 (清水の谷)	H8. 3. 31	42.64	CB造
公衆便所 (ちびっこ広場)	H26. 4. 1	44.26	RC造一部S造
20棟 小計		869.11	
その外 12棟		127.14	
合計32棟		996.25	

2. 公園の利用状況

(1) 公園利用者数（平成29年度～令和元年度）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	94,406	71,442	92,139	54,710	44,453	42,952	46,392	56,082	36,076	36,855	42,610	51,838	669,955
平成30年度	98,306	81,359	71,604	51,688	38,470	43,812	95,458	63,428	39,557	44,127	45,731	57,731	731,271
令和元年度	98,038	82,483	67,445	38,068	40,288	46,878	68,826	57,281	43,155	44,999	51,730	60,191	699,382
平成29～令和元年度平均	96,917	78,428	77,063	48,155	41,070	44,547	70,225	58,930	39,596	41,994	46,690	56,587	700,203

3. 駐車場運営の状況

運営方法や駐車料金の設定は、指定管理者決定後に県と協議の上、決定することとなります。

(1) 駐車場収入（平成29年度～令和元年度）

(単位：円)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	1,222,000	1,608,500	1,131,500	1,044,000	638,000	849,000	652,000	1,049,500	474,580	508,000	569,500	939,000	10,685,580
平成30年度	1,243,000	1,393,500	962,000	928,000	541,500	813,500	937,500	824,580	336,000	493,000	607,000	970,000	10,049,580
令和元年度	1,318,500	1,813,000	657,000	406,500	644,000	811,500	563,550	915,450	401,880	563,550	960,840	1,062,840	10,118,610
平成29～令和元年度平均	1,261,167	1,605,000	916,833	792,833	607,833	824,667	717,683	929,843	404,153	521,517	712,447	990,613	10,284,590

(2) 運営状況

駐車場名	収容台数 (障がい者用)			料金制度	有料期間
	大型	普通	二輪		
駐車場	—	165(2)	—	1回制	1/4～12/28 土日祝
臨時駐車場	—	67	—		
計	—	232(2)	—		

() は内数

(金額：円)

有料時間	駐車料金			
	料金制度	大型	普通	二輪
通常 8:30～17:00	1回制	—	510	80
5月～9月 8:30～18:00				
ホテルの夕べ期間中 8:30～20:50				

(3) 駐車場台数実績 (平成29年度～令和元年度)

(単位：台)

車種	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大型	平成29年度	6	33	10	6	5	9	32	31	3	1	0	9	145
	平成30年度	3	20	8	6	2	7	34	16	5	8	2	19	130
	令和元年度	10	16	8	1	2	6	26	15	4	7	4	9	108
	平成29～令和元年度平均	6	23	9	4	3	7	31	21	4	5	2	12	128
普通車	平成29年度	5,596	6,023	7,419	5,184	3,984	4,038	3,364	4,558	3,429	3,258	3,491	4,453	54,797
	平成30年度	5,535	6,757	6,036	4,493	3,355	3,334	4,684	4,263	2,701	3,027	3,271	4,601	52,057
	令和元年度	5,563	6,345	4,880	2,987	3,038	3,678	3,273	3,936	3,185	3,378	4,034	4,724	49,021
	平成29～令和元年度平均	5,565	6,375	6,112	4,221	3,459	3,683	3,774	4,252	3,105	3,221	3,599	4,593	51,958
二輪車	平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	平成29～令和元年度平均	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

4. 自動販売機の状況

(金額：円)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H29年度	318,844	360,690	364,822	248,309	207,569	213,090	246,742	234,035	175,678	226,844	162,358	346,698	3,105,679
H30年度	379,180	289,431	286,442	245,984	211,232	208,440	275,401	234,377	148,043	162,608	238,496	228,439	2,908,073
R元年度	292,889	317,091	252,530	200,855	214,828	213,691	240,564	207,948	157,709	279,053	197,812	280,018	2,854,988
H29～R元年度 平均	330,304	322,404	301,265	231,716	211,210	211,740	254,236	225,453	160,477	222,835	199,555	285,052	2,956,247

5. 管理許可施設等の状況

(1) 指定管理者に管理運営（営業）を許可する施設

施設名	区分	面積等(m ²)	使用料(円)	光熱水費の負担	備考
駐車場、臨時駐車場	管理	6,164.80	877,374	○	
駐車場料金徴収所	設置	3.50	697	○	
売店（南口）	管理	14.60	免除	○	ともしびショップ※
自動販売機（売店併設）	設置	2.80	※	○	3基及びゴミ箱4個
自動販売機	設置	6.79	1,355	○	6基及びゴミ箱8個
合計			879,426		

*当公園には、障がい者の就労の場として「ともしびショップ四季の森店」が開設されています。指定管理者は、障がい者の社会参加、就労機会の確保の必要性を御理解いただき、障害者が就労できる店舗の営業につき御協力願います。なお、従来、売店併設の自動販売機については、使用料は免除でしたが、今後、使用料が必要となります。

(2) 指定管理者以外が管理（設置等）している施設

施設名	区分	面積等	光熱水費の負担	備考
特になし				

6. 県有物品一覧（貸与物品）

令和2年度 県所有物品一覧(備品)					
				四季の森公園	
番号	品名		単位	数量	摘要
	規格・寸法等				
1	車椅子	TOYO アルミ製	台	2	
2	のこぎり盤(薪割り)	和光 WS-500SL	台	1	
3	冷蔵庫	三菱 MR-25EV	台	1	
4	講演台	LCG-133M-13	台	1	
5	食器棚	HLK-01918EV	台	1	
6	引き違い書棚	イトーキ HNG-63Y	組	1	
7	芝刈り機	ホンダ HRB216 ロータータイ	台	1	
8	耕耘機	クボタ TMA4-SM2YGU	台	1	
9	発電機	ホンダ EBR-900	台	1	
10	耐火金庫	キング工業 KMX-50SD	台	1	
11	草刈機	筑水キャニコム CM22	台	1	
12	電動自転車	パナソニック リチウムビビ DX	台	1	
13	給湯器	リンナイ 20号 RUX-V2001W-	台	1	
14	チェンソー	ゼノア G255IT-25CV10	台	1	
15	プロジェクター	エプソン EB-1724	台	1	
16	発電機	富士重工 SGi28SE	台	1	
17	ヘッジトリマー	共立 HT7500	台	1	
18	冷暖房機	ダイキン ツインエアコンFHP71DG	台	1	
19	監視カメラ(取付金具含む)	パナソニック WV-S1531LNJ	台	1	
20	監視カメラ用SDレコーダー	パナソニック WJ-SD202K	台	2	
21	エアコン	パナソニック CS-229CF-W CU-229CF	台	1	

令和2年度 県所有物品一覧(その他)					
				四季の森公園	
番号	品名		単位	数量	摘要
	規格・寸法等				
1	更衣戸だな	イトーキ 2L7JN	個	2	
2	更衣戸だな	イトーキ 3L7JN	個	2	
3	軽量物品棚	RL-363 M40	台	2	
4	黒板	ホワイトボード BWM-1809	台	1	
5	黒板	ホワイトボード BWM-12N	台	1	
6	黒板	ホワイトボード BW-12N	台	1	
7	刈払機	ゼノア製 BC2211EZ	台	3	
8	高枝バリカン	アルス DK1030N	台	1	
9	リヤカー	タテ1.5m ヨコ1.0m	台	1	

7. その他資料

(1) 主なイベント活動

実施されている主なイベントの内容です。

イベント名称	開催時期	イベント内容
四季の森公園まつり	4月下旬	主催: 四季の森公園まつり実行委員会 音楽演奏、ちびっこ動物園、模擬店、里山遊び教室など 来場者数: 30,000人程度
ホテルのタベ	6月中旬	主催: ホテルのタベ実行委員会 ホテルの鑑賞など 来場者数: 10,000人程度
収穫を祝う会	11月中旬	主催: 四季の森公園収穫を祝う会実行委員会 もちつき、収穫体験、稲作づくり風景パネル展など 来場者数: 400人程度
自然観察会	通年	園内の動植物の解説を交えた観察会 参加者数: 900人程度
手話通訳付き観察会	4,7,12月	手話通訳付きの自然観察会 参加者数: 80人程度
スマイリングフェア	11月中旬	防災体験と発災時の各団体の対応の紹介 来場者数; 3,000人程度
フリーマーケット	3月下旬	フリーマーケット 来場者数: 3,000人程度
工作体験教室	通年	木工、クリスマスリース、正月飾り、味噌、バーバリウム教室等を実施 参加者数: 300人程度
四季の森野外音楽祭	5月下旬	近隣で活動する音楽グループによる演奏 来場者数: 250人程度

(2) 主なボランティア活動

実施されている主なボランティア活動の内容です。

活動名称	団体区分等	ボランティアの種類	活動内容
園内一斉清掃	①	県立四季の森公園愛護会	毎月1回、清掃活動
炭焼き施設の維持等	①	炭焼き四季の会	各イベント開催への協力
里山保全	①	NPO法人・里山研究会	毎月1回、植栽や草刈り、野鳥の巣箱を補修、取付、動植物調査等
自然観察	①	NPO法人・里山研究会	月1回、自然観察会を実施。保全研究、小学生体験教室、等
自然観察	①	全国森林インストラクター神奈川会	月1回、自然観察会を実施
稲作管理	①	稲作づくりの会	5～12月、田んぼでの稲作体験学習の指導及び水田管理、わら細工の指導
キノコ観察会	①	神奈川きのこの会	年1回、キノコ観察会やキノコ写真展を実施

※団体区分: ① 公園愛護団体等 ② 障害者団体等 ③ その他若年団体

四季の森公園ボランティア連絡協議会会則

2011年9月17日決定

2012年4月1日施行

1. 名称

本会は「四季の森公園ボランティア連絡協議会」と称する。

2. 目的

本会の目的は次の通りとする。

①ボランティア間の情報交換を密にし、相互理解を深める。

②イベントや公園の課題へ協力して取組、ボランティア活動のひろがりを求める。

3. 活動

本会は上記の目的を達成する為に、次のような活動を行う。

定例会議・他（懇談会・研修会・広報活動・その他必要な行動）

4. 会員

四季の森公園に関わる活動をしているボランティアグループ及び個人とする。

5. 運営

①本会は、各ボランティアグループの代表者及び個人によって運営委員会を構成し、自主的に運営される。

②本会は、次の役員を運営委員会で互選し、任務を分担する。

会長（1名） 副会長（2名） 会計監査（2名）

③役員任期は1年とする。

④会計は、運営委員会以外から選ぶものとする。

6. 運営資金

①本会の運営は1グループ1,000円の年会費と寄附金等をもってこれにあてる。

②会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

7. 事務局

事務局は県立四季の森公園管理事務所が会計を含め務める。

(注) 5の②の役員は、初年度について設立年月日の古い団体から順に選出し、申し合わせ事項として順次交代制とする。